

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

**定期購入のトラブルが増えています  
「割引価格」「初回限定」「お試し」などは、  
契約条件に注意！**

◆インターネットの通信販売で、割引価格の健康食品をお試しのつもりで購入したところ、同じ商品が翌月も送られてきました。解約、返品したいのだが？

○特定商取引法では、通信販売において継続購入になる場合は、継続契約であることや支払い総額、契約期間などを広告に表示することになっています。

☑定期購入が割引で購入するための条件となっていないか？  
☑定期購入が契約条件である場合、その期間、総額はいくらか？  
などの契約条件をよく確認しましょう！

○通信販売には、クーリング・オフの適用はありません

購入者の都合で解約や返品ができるかどうかなどは、その際の条件などは、販売サイト上の表示内容に従うこととなります。

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

◆ 長野市消費生活センター 224-5777  
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課  
消費生活センター  
〒380-0835  
長野市大字南長野新田町 1485-1  
長野市もんぜんぶら座 4 階  
電話 026-224-5777  
FAX 026-223-1818